

おうちの方へ

「インフルエンザ・インフルエンザ様疾患」にかかった時の手続きについて

大野小学校

★医師から「インフルエンザ」または「インフルエンザ様疾患」と診断された場合は、必ず、学校まで連絡をお願いします。

「学校感染症届」の用紙をお渡しします。 ※HPからダウンロードもできます。

☆治って登校する際は、必ず、主治医の指示に従い、登校するようにしてください。

☆なお、登校の際には、「学校感染症届」を提出するようにしてください。「学校感染症届」が治癒証明書となります。

☆また、「学校感染症届」は、主治医と相談の上、保護者の方が記入・捺印するようにしてください。

☆「インフルエンザ」または「インフルエンザ様疾患」と診断された場合は「出席停止」となり、欠席扱いにはなりません。

☆感染の拡大を防ぐため再出席の目安は、「発症後5日を経過し、かつ、解熱した後（熱が下がった後）、2日を経過していること」です。

例) 1月20日に発熱〔発症〕した場合……

20日を0日と数え、21・22・23・24・25日までが出席停止期間〔発症後5日〕です。但し、熱が下がらない場合は、さらに延長になります。

ご協力よろしくをお願いします。

予防について

☆帰宅後の「手洗い・うがい」を徹底してください。

(先に手あらいをし、続いてうがいをしてください。)

☆バランスのよい食事と十分な睡眠をとることを心がけてください。

☆咳などの症状のあるときは「咳エチケット」を守ってください。



朝の健康観察について

★毎朝登校前に、必ずお子様の健康観察をお願いします。

★お子様の体調が気になる時は、体温を測定してください。

★発熱、咳などの症状がある場合は、無理をせず休ませ、医療機関を受診してください。なお、医療機関を受診する際、咳が出ている場合は、マスクをして受診するようにしましょう。